第千八百二十四号

平成二十年

Ξ 解除の理由 道路用地とするため 土砂の流出の防備

目 次

示

建築基準法に基づく道路位置指定 (三件)..... 保安林の指定の解除の予定......三三 . 三 四

監査委員

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.........

公安委員会

監査の結果に基づく措置状況......

告 示

山梨県告示第二十四号

うに保安林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、 次のよ

平成二十年一月二十四日

解除に係る保安林の所在場所

山梨県知事

横

内

正

明

種道類路の

路

線

名

X

間

延

툱

供用開始の

メー

トル

期日

南巨摩郡身延町根子字赤沢四五六〇の五

保安林として指定された目的

Щ 梨 県 公 報 第千八百二十四号 平成二十年一月二十四日

日

一月二十四日 木 曜

山梨県告示第二十五号

おいて、この告示の日から平成二十年二月十四日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に 次のとおり道

平成二十年一月二十四日

道路の種類 県道

山梨県知事

横

内

正

明

路 線 名 石和温泉停車場線

Ξ 道路の区域

| 六二・〇 | 四: 〇 二六: 二 | 新 | 先まで |
|--------|------------------|------|--|
| 六二・〇 | 五·四 七 | 旧 | 笛欠市「印丁市部字西丁ーー」〇番の一也先から「笛吹市石和町市部字西町一一一四番の四地 |
| (メートル) | (メートル) | の旧別新 | 区間 |

山梨県告示第二十六号

務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年二月十四日まで一般の縦覧に供す 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十年一月二十四日

山梨県知事

横 内

正

明

≣

Щ 県道 桂線 富士吉田西 南都留郡西桂町倉見二一五番の 南都留郡西桂町倉見二一三番の 地先から 九〇・〇 平成二十年 日

地先まで

山梨県告示第二十七号

く。) に備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所 (峡北支所を除 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正

明

道路の位置

道路の幅員

南アルプス市十日市場字角力場一五二八番一

Ξ 道路の延長 五・〇一メートル

二一・五六メートル

山梨県告示第二十八号

く。) に備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県中北建設事務所 (峡北支所を除

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の位置

南アルプス市十日市場字角力場一五二八番三〇

_ 道路の幅員

五・〇一メートル

Ξ 道路の延長

五・五三メートル

山梨県告示第二十九号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

田支所を除く。) に備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 山梨県富士・東部建設事務所(富士吉

平成二十年一月二十四日

山梨県知事

横

内

正

明

道路の位置

南都留郡忍野村忍草字土手下九二三番四

道路の幅員

四・五〇メートル

Ξ 道路の延長 三四・九三メートル

公 告

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項に基づき、次の

者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

| 幸生会社会福祉法人 | 組合業協同 | ありんこ社会福祉法人 | 名称 |
|---------------------|--|----------------------------|--------------|
| エスペランサ | トワーク りほくケアネッ | そよかぜ グループホーム | 事業所の名称 |
| 番地一第二整理地三二八甲府市西高橋町字 | 一○三一番地一 | 五六二番地 | 事業所の所在地 |
| 生活介護 | 度訪問介護・重 | 共同生活援助 | サービス内容 |
| 知的障害者 | 害者 児童・精神障 ・精神障 | 知的障害者 | 主たる対象者 |
| | 番地一 第二整理地三二八 第二整理地三二八 甲府市西高橋町字 生活介護 | 会 第二整理地三二八 の三一番地一 度訪問介護 知的 | 会 第二整理地三二八 会 |

富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、峡東林務環境事務所において、この公告の日から平成二十年二月二十五日まで縦覧に供域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により富士川上流地

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

》 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

書をもって意見を申し立てることができる。計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文いて、この公告の日から平成二十年二月二十五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林は森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所にお森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により富士川中流地

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧

た文書をもって意見を申し立てることができる。 森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付しにおいて、この公告の日から平成二十年二月二十五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により山梨東部地域

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正

明

土地改良区役員の退任

川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

釜無

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正

明

退 任

| 理 | 役職 |
|-------------|----|
| 事 | 名 |
| 石井 | 氏 |
| 丑蔵 | 名 |
| 韮崎市神山町鍋山一 | 住 |
| 山一七五九 | 所 |
| 日平成 | 退 |
| 九九 | 任 |
| 十 十 一 | 年 |
| .成十九年十二月三十 | 月 |
| = + - | 日 |
| | 1 |

》 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正

明

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

|四の四、一七二四の五、一七二四の七及び一七二四の八の区域中巨摩郡昭和町紙漉阿原字前田一七二四の一、一七二四の二、一七二四の三、一七二四の三、一七

| 公共施設の種類、位置及び区域

Щ

梨県公報

Щ

梨

| 水道路路路 | 公共施設の種類 |
|---------|---------|
| 次の図のとおり | 位置及び区域 |

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場

 \equiv 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古上条町十一番地一 有限会社明和ホーム 代表取締役 依田由紀夫

寍 查 委 員

山梨県監査委員告示第一号

査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、 監

平成二十年一月二十四日

山梨県監査委員

野 田 金

水 込 武. 孝 剛則元男

中

清 髙 野

同 同 同

○峡東地域県民センター

監查執行年月日 平成19年6月7日

2

監査対象期間 平成18年度

 ω 指摘事項

ついていくつか不適切な処理があった。 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務に

4 講じた措置

財務に関する事務の強化を図り、適正な事務執行に努める。 改善すべき具体的な事項については、改善を図った。今後は、

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四号

委員会規則第七号) 第四条の規定により、告示する。 日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則 (昭和三十五年山梨県公安 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

平成二十年一月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀

彦

別表第一中

| っを | |
|----|--|
| | 五五 |
| | 道との十字路交差点) 六番地先(県道甲府櫛形線と町中巨摩郡竜王町西八幡一、〇八 |
| | 下八幡 |
| | 告示 第一六号 |

五 (県道甲府南アルプス線と町道甲斐市西八幡一、○八六番地先 との十字路交差点) 下八幡二 平成二〇年一月二四日 告示第四号

ĺĆ

| | | | | 一 六 二 |
|---|----------|-----------------|--------------------|----------------------|
| | の十字路交差点) | 二五六号線と村道 五号線と | 八番地先 (国道 三九号と村道 | 南都留郡鳴沢村大田和三、六一 大田和西 |
| | | | | 大田和西 |
| | | | 告示第一〇一号 | 平成一九年一一月一日 |
| _ | - | | | |

ヮを 六二 南都留郡鳴沢村大田和三、六一 の十字路交差点) 八番地先 (国道一三九号と村道 二五六号線と村道 五号線と 大田和西 平成|九年||月|日 告示第一〇一号

山 梨 県 公 報 第千八百二十四号 平成二十年一月二十四日

| | | | | | | ーーー っを | | | っ に | |
|-------------------------|---|--|--|--|-------------------------------|---------------|-------------------------------|-------------------------|--|---|
| 五 — | 五 — | 五 一 | 五 — | | 五 一 | | | 五 一 | 別改ある | 六三 |
| 蓋 | 三四 | | | | Ξ | | | Ξ | 中中 | |
| 市道 | 市道 | 市道 | 市道 | パ林んンイョ | 泉井県 甲道 計 州 白 | | パ 林 線 ス / イ 主 | 井 県甲 道州 白 | | 道横川奥割地一先(村都留郡 忍野 |
| 丁字路交差点) | 字路交差点) | 丁字路交差点)中央市成島一、九九 | (十字路交差点)中央市成島一、八六 | | 先 (十字路交差点)留吹市境川町前間田 | | , | 先(十字路交差点)笛吹市境川町前間田 | | 村道横川奥割線との交差点)番地一先(村道入角丸尾岸線と南都留郡忍野村忍草一、三四〇 |
| 一七番地先(| 番地先(丁 | 三番地先 (| 番地一先 | | □□○番地 | | | [] 〇番地 | | 入 角 |
| | | | _ | | _ | | | _ | | 告平 |
| | | | | | | | | | | 告示第四号 |
| 告示第四号 二四日 平成二〇年一月 | 告示第四号 二四日 平成二〇年一月 | 告示第四号 二四日 平成二〇年一月 | 告示第四号 二四日 平成二〇年一月 | 与 5 - - 七 5 | 青辰第一一 13mg 月一三日 平成一九年一二 | | 告示第一一七号 | 月一三日平成一九年二 | | 告示第四号 |
| | | | | | | | • | | | |
| | | 「別の | | | っを | | | 七一 | りかり | 五 |
| | 六 | で 第 る。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 四 | | | | 四 | (教育) (おおり) (おわり) (おおり) (おわり) (おおり) (おおり) (おおり) (おおり) (おわり) | |
| | 王敷県線島 | 中 | Z re | 泉島県竜道 | | | 王線 | 敷 県島 道 | 中 | 六 |
| で介沢 | | | 両ジロ | | | 画保 - | | | | 村道 |
| の両側 (二二六番地生) ま | 中巨摩郡敷島町亀 延義玄方北側)か 一三六番地先(巨摩郡敷島町亀沿 | | 側 労西側) までの 留地先 (甲府レ | P亀尺型、八番地先から甲芝市亀沢三、一 | | 側 (制) までの (利) | 、香也も、山入島町亀沢二、三のから中巨摩郡(保坂義玄方北) | 二、一三六番地旦摩郡敷島町亀 | | 番地一先 (入角交差点)南都留郡忍野村忍草一、三四〇 |
| - 太元 | | | | 二、 二、 九. | | | | 七九 | | 邢交差点) |
| | 九〇 | | | | | | ° 左 리 | | | 三四〇 |
| | 車両 | | | が付し、 | | | 除②ける | (^単 原 付 両 | | |
| | 終 日 | | | 四〇 | | | | 四〇 | | 吉富田士 |
| | 甲 府 | | 号告见 | 韮崎 | | | 第告四元 | 甲 府 | | 吉田 二四日 告示第四号 |
| | 三五 市道 中央市成島二、〇二七番地先(一 南甲 平成二〇年一月 一 | 二三五 市道 中央市成島二、〇二七番地先(丁 ー 南甲 平成二〇年一月 字路交差点) 府 二四日 字路交差点) 「向 南甲 平成二〇年一月 字路交差点」 「向 南甲 平成二〇年一月 中央市下河東四七二番地先(丁 ー 南甲 平成二〇年一月 字路交差点) 「 向 中央市下河東四七二番地先(丁 ー 南甲 平成二〇年一月 中央市下河東四七二番地先(丁 ー 南甲 平成二〇年一月 下列東四七二番地先(丁 ー 南甲 平成二〇年一月 下列東四十 下列東四七二番地先(丁 ー 南甲 平成二〇年一月 下列東四十 下列東回 本 下列車 本 下列車 本 下列車 下列車 本 下列車 | 二三五 市道 中央市成島二、九九三番地先(一 南甲 平成二〇年一月 字路交差点) 府 二四日 宗子子文差点) 四一六 県 道 中巨摩郡敷島町亀沢 (山久保橋北詰)ま 宗子子子子子 (山久保橋北詰)ま 宗子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子 | 二三二 市道 中央市成島二、八六一番地一先 一南甲 平成二〇年一月 「一四日 日本宗第四号 「一四日 日本宗第四号 | A | Table | 日本 | A | Tyendo Anther Ham Anthe | 大 一 一 一 一 |

に改める。 を ľ を 別表第十六中 Щ 四六 四六二 四六 兀 六 梨 県 島電男 坂 市線 道赤 坂 市線 道 島竜王 県道敷 線 公 報 八番地先から甲斐市 甲斐市亀沢三、九三 両側 富士吉田市上吉田三 亀沢三、九二七番地六番地先から甲斐市 甲斐市亀沢三、一三 亀沢四、二二〇番地 山北交差点) までの 富士吉田市上吉田三 先 (甲府レジン西側 、一二一番地先 (鐘 山北交差点) までの 先までの両側 富士吉田市上吉田六 富士吉田市上吉田六 (桂橋交差点)から (桂橋交差点)から 四六四番地の二先 第千八百二十四号 までの両側 四六四番地の二先 | | | 番地先(鐘 四〇〇 六三五 六三五 平成二十年一月二十四日 七九〇 車両 車両 車 車 声 声 終日 終日 終日 終日 韮崎 富士 富士|平成一九 韮 吉田 年三月 吉田 年三月 |崎||平成||〇 平成二〇 四年日月 四年月 告示第 告示第 平成一九 八号 告示第四 日日 日 믁 告示第四 ĺĆ っを ビ ヮを Ń V _ Ó Ó Ó Ó 七四五 七四五 二四六 五〇四 五〇三 五〇四 五〇三 川奥道 川奥趙 市道 削除 削除 削除 町 線 線 道 車両) 車両) 三先 (イツモアショッピングセ中巨摩郡玉穂町若宮五〇番地の 二先 (丁字路交差点・東進車両上野原市上野原一、八八四番地 番地先 (間中宏之方南側・東進 番地先 (長田勇三方南側・西進 南都留郡忍野村忍草一、三三六 南都留郡忍野村忍草一、四六六 ンター 南側) 田富士吉 田富士吉 上野原 田富士吉 南甲府 田 | 二四日 | 二四日 | 南甲府|平七・五・| 告示第六一号 | 平成一九年一二 平成二〇年一月 月一七日 | 平成 | 四年 | 〇 |平成|四年|○ 平成二〇年一月 告示 告示第一一七号 月一三日 告示第四号 四日 告示第四号 告示第六一号 告示第四号 第二八号 _ 四 日 五

山 梨 県 公 報 第千八百二十四号 平成二十年一月二十四日

| | | | | | | | | | | | | | | | | | _ |
|--------|-----------------------------|-------------|----------------|---|--|---|---|----------------|--------------|----------------------------|---------------------------|----------|----------|--------------------------------|----------|----------------|---|
| \top | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | _ | | | | | | | | | | _ | |
| | | | | | | | | | | _ | | _ | | _ | | | |
| | 五四 | | _ 五 三 | 五三 | | 五 | | 五〇 | | 四九 | | 四八 | | 四七 | | 四六 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市 道 | | 市道 | 市 道 | | 市 道 | | 市 道 | | 市 道 | | 市 道 | | 市 道 | | 市道 | |
| | (丁字路交差中央市成島一 | 西進車両) | 中央市成島二 | 丁字路交差点・中央市成島一、 | ―――――――――――――――――――――――――――――――――――――― | 中央市下河東 | 交差点・東進車両) 玉穂カンファレンフ | 中央市成島一 | (十字路交差 | 中央市成島一 | 字路交差点・ | 中央市成島一、 | 差点・北進車両) | ・ 中央市若宮五 | 二先(丁字路 | 上野原市上野 | |
| | (丁字路交差点・西進車両)中央市成島一、七三六番地二先 | 関丁字路交差点・ | 中央市成島二、〇二七番地先(| ・東進車両)、七九八番地先(| 両)両)調館南側丁字路交差点・西進車 | 如子子,是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 | (車両) (車両) (車両) (車両) (車両) (車両) (車両) (車両) | 中央市成島一、九九三番地先(| 十字路交差点・東逍車両) | 、これを訓え、『聖』前、中央市成島一、八六一番地一先 | 子路交差点・北進車両)(エスポワール・コリヌ北側丁 | 、八五四番地一先 | 差点・北進車両) | ブー・カファー 夏川・宮 香だ中央市若宮五一番地四先 (サン | で発点・東進車両 | 上野原市上野原一、八八四番地 | |
| | 南甲府 | j | 南 甲 行 | 南甲府 | | 南甲府 | | 南甲府 | | 南甲府 | | 南甲府 | | 南甲府 | | 上野原 | |
| | 告示第四日 平成二〇年 | 告示第四号 | | 告示第四号 二四日 年 | 告示第四号 | 年 | 告示第四号 | 年 | 告示第四号 | 年 | 告示第四号 | 年 | 告示第四号 | 年 | 告示第一一 | 平成一九年一二 | |
| | 月 | | _ 月 | 月 | | 月 | | 月 | | 月 | | 月 | | 月 | 七号 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | _ |
| | | _ 八 ○ | 7 | に ツめる。 | | | | | | | | | | | | | _ |
| | | 四国〇首号一 | 九中 | | 六一 | | 六〇 | | 五九 | | 五八 | | 五七 | | 五六 | | |
| | 側歩道(五 | | | | 市道 | | 市 道 | | 市道 | | 市道 | | 市 道 | | 市 道 | | |
| | | 公方 | | 5 | も 中 | <u> </u> | 字中 | 5 | た 中 〜 央 | | 中十中 | 5 | t 中 | 4 | 先 中 | T | |

| | | | 0 |
|-----------------|-----------------|-----------------|---|
| | | 四〇号 | 国 道 |
| 道路万力ランプ交差点)までの両 | 市万力七五二番地先(西関東連絡 | ルーツ公園入口交差点)から山梨 | 山梨市万力一、〇九九番地先 (フ |
| | | | |
| | 告示第一一七号 | 三日 | 日下部 平成一九年一二月一 |
| | 道路万力ランプ交差点)までの両 | | 道路万力ランプ交差点)までの両市万力七五二番地先(西関東連絡ルーツ公園入口交差点)から山梨 |

| | ô | 元 | 八 | 节 | 六 | |
|------------------------------|---------------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 市道 | 市道 | 市道 | 市道 | 市道 | 市道 | 市道 |
| 先(十字路交差点・北進車両)中央市下河東一、八五六番地三 | 字路交差点・南進車両)中央市下河東九三七番地先(十 | 先(十字路交差点・西進車両)中央市下河東一、八三六番地三 | (十字路交差点・東進車両)中央市下河東二、二七二番地先 | 先(十字路交差点・北進車両)中央市下河東一、七四八番地一 | 先(十字路交差点・南進車両)中央市下河東一、七三四番地三 | (丁字路交差点・西進車両)中央市下河東一、六八五番地先 |
| 南 甲 府 | 南 甲 府 | 南 甲 府 | 南 甲 府 | 南 甲 府 | 南 甲 府 | 南 甲 府 |
| 告示第四号 平成二〇年一月 | 告示第四号 平成二〇年一月 | 告示第四号 平成二〇年一月 | 告示第四号 平成二〇年一月 | 告示第四号 工四日 日 | 告示第四号工四日 | 告示第四号 二四日 中府 平成二〇年一月 |
| | | | | | | |

を

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

株サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

-00

車両

終日

韮崎 平成二〇

告示第四